



ないとう きみよし／1931年生まれ。
成人した一男一女の父親。聖書神
学舎卒。センド宣教団協力牧師。
長野県佐久市在住。

Q 「僕は、最初の結婚でつまずき離婚してしまいました。しかし、そのことで悩んでいた時に教会に行き始め、

イエス様を信じることができました。そのことに心から感謝しています。

あれから何年かたってやはり夢が捨てきれず、できれば家庭を築きたいのですが、一度失敗した人間は肩身が狭いのも事実です。聖書には『離婚したら、あとはずっと一人でいるほうがいい』と書いてある所があったような気がします。自分のようなものでも再婚できるのでしょうか？

前妻との間に子どもはいません」

地域教会の牧師をしておりま
す。どうしても避けて通れな
い問題に直面することがありま
す。今回のご質問も、そういう
ものの一つであります。

それで私は一人の牧師として、
相談にあずかったならどう答え
るであろうかという気持ちでお
答え致します。ただし、これは
フォーラム誌をお借りして、私
の考えを述べさせていただくも
のであります。もし別なお考え
をお持ちの方からご意見等あり
ましたら、直接また間接を問わ
ず、お聞かせください。私もま
た、教えられるべき者でありま
す。

質問者は男性の方ですけれど、
立場を変えて女性と考えること
もできます。ですから今回は特
に性別は考えないことに致しま
しょう。

この方は、悲しいことにかつ
て離婚を経験しました。その苦
しい体験から聖書と教会に導か
れ、ついに信仰による救いを受
けられました。

■結婚の約束から
解かれる場合■

■信者でなかった時に
したことについて■

ここで一息入れ考えてみるこ
とにします。先に引用した聖書
のことばは、コリントの教会に
宛てられたものであります。そ
れならばまず、コリント教会の
信徒に、それも既婚者に与えら
れた命令とるのが自然でしょ
う。その命令を信者でなかつ
たすべての人々の、かつての行
動や生活にすべて当てはめるこ
とができるものなのでしょうか。

もちろん、本人が受け入れら
れるのならそれでよいでしょう
か。しかし、まだ救われてお
らず、信仰のなかった時に行っ
たすべてのことについて、どこ
まで自分の負うべき責任がある
のでしょうか。もちろん、救わ
れていかに新しい人に造り変え
られたとしても、償うべき負債
は償わねばなりません。法の定
めるところに従って果たすべき
責任から逃れてはならないでし
ょう。

離婚の経験はどう考えるべき
でしょうか。二人の間に子ども
がいてもいなくても、まず話し
合いがなされるように希望しま
す。それが悔い改めの実を結ぶ

ここで聖書の教えによる結婚
の約束から解かれる三つの場合
についてお話ししましょう。

A 死別。説明する必要はないで
すね。

B 配偶者の不貞（姦淫）。もちろ
ん、心からお詫びして赦し合
うことができるなら、復縁も
可能です。

C 信仰を原因とした離別。さび
しく辛いことですが、やむを
得ないこととして受容する。

質問者は、救われた喜びや魂
の平安と満足はあるものの、や
はり家庭を営みたい願いを持っ
ておられます。もう一度結婚す
ることは、はたして可能なので
しょうか。このようなことにつ
いて聖書は何と言っているので
しょう。私の心に思い浮かぶみ
ことばは次のものです。

「すでに結婚した人々に命
じます。命じるのは、私では
なく主です。妻は夫と別れて
はいけません。——もし別れた
のだったら、結婚せずにいる
か、それとも夫と和解するか、
どちらかにしなさい——また夫
は妻を離別してはいけません。

という
ことで
はない
でしょうか。

繰り返しますが、
相手の方が結婚しておられるの
でしたらあなたは自由です。す
でに亡くなっておられましたら、
話し合うことは不可能です。問
題は、あなたが悔い改めと再出
発の気持ちを伝えても、なおほ
つきりと拒絶された場合です。
それは一つの明確な断絶を確認
できたものと理解すべきではな
いでしょうか。

もしあなたがこのような経過
を誠実謙遜に踏んだのであるな
ら、あなたの信仰以前の行為を、
第一コリント7章のみことば（前
出）を当てはめて規制しなくて
も良いのではないのでしょうか。
あなたは復帰の道を切願して、
それが閉ざされてしまったのです。
今は信仰を土台として新しい家
庭生活を望み、子どもを生み育
てたいと思っておられるのでし
たら、新しい配偶者が与えられ
るように祈って導きを求められ
たら良いのではないのでしょうか。
互いに信仰を共有できる配偶

（コリント人への手紙第一 7
章10、11節）

この聖句には「命じるのは……
主です」とありますから、非常
に重いです。変更したり付け加
えたりする余地はないのです。
夫に対しても妻に対しても離れ
ることは許されておりません。
ですから、まず次のようにお答
え致します。

一、復縁の可能性を探ってみる

どうして離婚するようになら
れたかその事情は何も分かりま
せんが、もう一度相手の方と復
縁なさる道を求めてみることは
できませんか。もちろんそれ
は幾多の具体的な難しい問題や
心情的な困難もあるとは思いま
す。だから誰か間に立つてくだ
さる方があるほうが良いと思
います。救いの恵みに

あずかられたわ
けですから、
そのこと
をはっき
りと相手
に伝え、
自分の足
りなかつ

者を。
ですから、
ごく短く
二番目の提案を
致します。

二、新しい導きのために備える

以前に辛く悲しい体験をなさ
ったのですから、今度はぜひ、
信仰に基づいた準備をしてくだ
さい。適切な指導や助言などを
受けられますようお願いします。
復縁されるにしても、新しい配
偶者を与えられるにしても、準
備不足のままではいけません。
結婚、家庭生活における奉仕や
責任、問題について無知である
ことのないように、十分学び知
るべきであります。そのことを
怠って、その結果つまずいたり
途方に暮れたりすることがない
ようになさってください。

質問募集

編集部では、皆さまからの
ご意見やご感想をお待ち
しています。

また、皆さまからの内藤
師への、家庭生活に関する
ご質問やご相談をお寄せく
ださい。

home.office@ffj.gr.jp
TEL&FAX045-933-3875